

介護保険事業者における事故発生時の報告に関する取扱要領

(平成15年 9月26日高齢者福祉担当部長決裁)

(平成16年 7月30日高齢者福祉担当部長決裁)

(平成18年 9月29日福祉保健部長決裁)

(平成19年 6月15日福祉保健部長決裁)

(平成21年 5月18日福祉保健部長決裁)

(平成22年 3月16日福祉保健部長決裁)

(平成24年 4月23日福祉保健部長決裁)

(平成27年11月26日福祉保健部長決裁)

(平成29年 1月29日福祉保健部長決裁)

(平成30年 8月31日福祉部長決裁)

(令和 3年 8月31日福祉部長決裁)

(趣旨)

第1 この要領は、次に掲げる厚生省令に規定する事業者及び介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項により国分寺市長が指定した指定事業者（以下「事業者」という。）が、その事業を運営することにおいて発生した当該厚生省令で規定する事故について、保険者である本市（以下「保険者」という。）に報告するために必要な事項を定めるものとする。

- (1) 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第111号）第39条（第41条の3、第46条、第58条、第62条、第78条、第88条、第97条、第145条、第167条、第180条、第180条の3、第187条、第203条、第215条、第236条、第247条、第262条、第264条及び第275条において準用する場合を含む。）及び第110条の3（第114条及び第134条において準用する場合を含む。）
- (2) 国分寺市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第55号）第40条（第59条、第78条の2、第108条、第128条、第149条、第175条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）
- (3) 国分寺市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第13号）第29条（第32条において準用する場合を含む。）
- (4) 東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第41号）第38条（第52条において準用する場合を含む。）
- (5) 東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年条例第42号）第38条（第53条において準用する場合を含む。）
- (6) 東京都指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第98号）第36条（第51条において準用する場合を含む。）
- (7) 東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年条例第51号）第38条（第53条において準用する場合を含む。）
- (8) 東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平

成24年条例第112号) 第54条の9 (第62条, 第74条, 第84条, 第93条, 第123条, 第142条, 第159条, 第164条の3, 第171条, 第181条, 第196条, 第217条, 第234条, 第248条, 第253条及び第262条において準用する場合を含む。)

(9) 国分寺市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員, 設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 (平成24年条例第53号) 第37条 (第65条及び第86条において準用する場合を含む。)

(10) 国分寺市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (平成26年条例第32号) 第28条 (第34条において準用する場合を含む。)

(11) 国分寺市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する規則 (平成29年規則第2号) 第7条

(目的)

第2 本要領は, 介護サービスや夜間及び深夜の指定通所介護等以外のサービス (以下「介護サービス等」という。) の提供により事故が発生した場合に, 速やかにサービス提供事業者から保険者へ報告が行われ, 事故の速やかな解決及び再発防止に資することを目的とする。

(事故の範囲)

第3 保険者が事業者に報告を求める事故の範囲は, 事業者の責任の有無にかかわらず, 介護サービス等の提供に伴い発生した事故とし, 次の各号に該当するものとする。

- (1) 介護サービス等の提供 (利用者の送迎及び通院を含む。) 時における死亡事故及び骨折, 出血, 火傷, 誤嚥, 異食等で利用者が治療を要したもの。ただし, 擦過傷, 打撲傷など軽度なけがは除く。
- (2) 他者の薬の誤与薬 (受診を要しないものを含む。) 又は利用者本人の薬の誤与薬 (受診を要したものに限る。)
- (3) 介護サービス等の提供中に, 利用者が行方不明になり警察に届出又は身体的影響により受診を要したもの
- (4) 感染症 (感染症とは, 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」 (平成10年法律第114号) に規定する1類感染症から5類感染症までのもの及びこれらに相当する指定感染症及び新型コロナウイルス感染症とする。), 食中毒又は疥癬の発生。なお, 新型コロナウイルス感染症は, 1名の発生でも事故報告書の提出対象となるが, 通常のインフルエンザを含む5類感染症 (定点把握) の場合には, 保健所への報告基準に準じ下記のとおりとする。

ア 当該感染症による死亡者が発生した場合

イ 当該感染症による入院患者が7日間に2名以上発生した場合

ウ 当該感染症による様疾患患者が7日間に10名以上又は全利用者の半

数以上発生した場合

エ 上記に該当しない場合であっても、当該感染症の集団発生が疑われ、管理者が報告を必要と認めた場合

- (5) 従業員の法令違反、不祥事等のうち、利用者の個人情報流出、金品着服、虐待行為、送迎時の交通事故等、利用者へのサービス提供に影響するおそれのあるもの
- (6) 地震、風水害、火災その他の災害で介護サービスの提供に重大な影響があるもの
- (7) その他、特に国分寺市から報告を求められたもの

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項に該当する場合を含め、報告を要しないものとするができる。

- (1) 比較的軽易なけがであり、医療機関の受診（施設内における受診を含む。）を要しなかったもの、又は受診した結果特に異常がなく治療を要しなかった場合
- (2) 老衰、病死等の主に加齢を原因として死亡した場合

3 前2項にかかわらず、保険者より報告を求められた場合は報告を要するものとする。

（報告事項）

第4 第3に規定する事故に係る報告（以下「事故報告」という。）において求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 報告年月日
- (2) 事業所名、事業所番号、所在地、記載者名及び電話番号
- (3) 利用者の氏名、保険者名、被保険者番号、年齢、性別、要介護度等
- (4) 事故発生時の状況
 - ア 発生日時
 - イ 発生場所
 - ウ 事故の概要（考えられる原因等を含む。）
 - エ 治療医療機関名
 - オ 家族への連絡状況
- (5) 事故後の状況
 - ア 利用者の状況
 - イ 再発防止に向けての今後の対応
 - ウ 損害賠償等の状況

2 事故報告は、別記事故報告書により行うものとする。

（報告対象者等）

第5 第3に規定する事故に係る報告（以下「事故報告」という。）は、事故に係る介護サービス等の利用者が市内在住者（当該介護サービス利用者が住所地特例者である場合を含む。以下「利用者」という。）である場合及び事業所又

は施設が市内に所在する場合に求めるものとする。

(報告の手順)

第6 事故報告の手順は、次によるものとする。

(1) 第一報

ア 事業者は、事故が発生したときは、直ちに家族に連絡するとともに、第4第1項第1号から第4号までに規定する事項について、速やかに高齢福祉課に報告するものとする。

イ 緊急性の高いものについては、第一報を電話で高齢福祉課に連絡し、その後速やかに、事故報告書を提出するものとする。また、居宅介護支援事業所へも同様の報告を行うものとする。

(2) 中間報告

当該事業者は、事故処理が長期化するときは、適宜中間報告をするものとする。

(3) 最終報告

当該事業者は、事故処理が終了した時点で第4第1項第5号の内容を含む最終報告を行なう。ただし、第一報の時点で事故処理が終了している場合は、第一報をもって最終報とすることができる。この場合、第4第1項第5号の内容についても、第一報の事故報告書に記載するものとする。

(保険者の対応)

第7 国分寺市は、報告を受けた場合は、事故に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて国分寺市として必要な対応を行うものとする。

2 対応する事故は、事故当事者が国分寺市の被保険者である場合を原則とするが、必要に応じ他の区市町村の被保険者に係る事故についても、当該区市町村と連携し対応するものとする。

3 重大な事故については、必要に応じて、東京都、東京都国民健康保険団体連合会又は他の区市町村と連携を図るものとする。

附 則

この要領は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。

様式 1

国分寺市介護保険サービスにおける事故報告書

※第1報は、少なくとも1から6までについては可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること
 ※選択肢については該当する項目をチェックし、該当する項目が複数ある場合は全て選択すること

国分寺市長 殿

第1報 第 報 最終報告 提出日：西暦 年 月 日

1事故 状況	事故状況の程度	<input type="checkbox"/> 受診(外来・往診)、自施設で応急処置 <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> その他 ()										
	死亡に至った場合 死亡年月日	西暦		年		月		日				
2 事業 所 の 概 要	法人名							代表者				
	事業所(施設)名							事業所番号				
	サービス種別							<input type="checkbox"/> その他 ()				
	所在地							記載者				
3 対 象 者	氏名・年齢・性別	氏名				年齢		性別		保険者		
	サービス提供開始日	西暦		年		月		日	被保険者番号			
	住所	<input type="checkbox"/> 事業所所在地と同じ <input type="checkbox"/> その他 ()										
	身体状況	要介護度		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	認知症高齢者 日常生活自立度		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4 事 故 の 概 要	発生日時	西暦		年		月		日		時		分頃 (24時間表記)
	発生場所	<input type="checkbox"/> 居室(個室) <input type="checkbox"/> 居室(多床室) <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> 食堂等共用部 <input type="checkbox"/> 浴室・脱衣室 <input type="checkbox"/> 機能訓練室 <input type="checkbox"/> 施設敷地内の建物外 <input type="checkbox"/> 敷地外 <input type="checkbox"/> その他 ()										
	事故の種別	<input type="checkbox"/> 転倒 <input type="checkbox"/> 異食 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 転落 <input type="checkbox"/> 誤薬・与薬もれ等 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 誤嚥・窒息 <input type="checkbox"/> 医療処置関連(チューブ抜去等)										
	発生時状況、事故内容の詳細											
5 事 故 発 生 時 の 対 応	発生時の対応											
	受診方法	<input type="checkbox"/> 施設内の医師(配置医含む)が対応 <input type="checkbox"/> 受診(外来・往診) <input type="checkbox"/> 救急搬送 <input type="checkbox"/> その他 ()										
	受診先	医療機関名						連絡先(電話番号)				
	診断名											
	診断内容	<input type="checkbox"/> 切傷・擦過傷 <input type="checkbox"/> 打撲・捻挫・脱臼 <input type="checkbox"/> 骨折(部位：) <input type="checkbox"/> その他 ()										
検査、処置等の概要												

6 事故発生後の状況	利用者の状況											
	家族等への報告	報告した家族等の続柄	<input type="checkbox"/> 配偶者			<input type="checkbox"/> 子、子の配偶者			<input type="checkbox"/> その他 ()			
		報告年月日	西暦		年		月		日		時	分
	連絡した関係機関 (連絡した場合のみ)	<input type="checkbox"/> 他の自治体 自治体名 ()			<input type="checkbox"/> 警察 警察署名 ()			<input type="checkbox"/> その他 名称 ()				
本人、家族、関係先等への追加対応予定												
7 事故の原因分析 (本人要因、職員要因、環境要因の分析)	(できるだけ具体的に記載すること)											
8 再発防止策 (手順変更、環境変更、その他の対応、再発防止策の評価時期および結果等)	(できるだけ具体的に記載すること)											
9 損害賠償等の状況												
10 その他 特記すべき事項												